

# 新城市特定建設工事共同企業体取扱要綱

平成 17 年 10 月 1 日

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、技術力の結集等により効果的に工事施工が確保できると認められる大規模な建設工事または、市内の中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の技術的難度の高い特殊工事に対する工事施工能力の増強および受注機会の増大を図ることができる工事について、共同企業体の結成および工事の発注について定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において「特定建設工事共同企業体」とは、建設工事の特性に着目して工事 1 件ごとに結成する企業の共同体をいう。

## (対象工事)

第 3 条 対象とする工事は、工事の規模、内容等を総合的に勘案の上、新城市入札審査会（以下「審査会」という。）の審議を経て、確実かつ円滑な施工を図るために特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）により施工する必要がある工事と決定したものとする。

## (構成員)

第 4 条 新城市が発注する建設工事について入札参加資格を有する者を共同企業体の構成員とし、当該入札参加の構成員となるに必要な資格等を審査会に付して定めることとする。

2 構成員数は、2 者又は 3 者とする。

3 構成員の資格は、当該工事に係る許可業種の営業年数、同種工事の施工実績、技術者の保有状況等を勘案し、定めるものとする。

4 構成員の結成は、自主結成とする。

## (出資比率)

第 5 条 出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るように構成員数を勘案し、次に掲げる基準により定めるものとする。

(1) 2 者の場合は、すべての構成員が 10 分の 3 以上

(2) 3 者の場合は、すべての構成員が 10 分の 2 以上

(代表者の選定方法及びその出資比率)

第6条 代表者は、最大の施工能力を有する者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(混合入札)

第7条 共同企業体により競争入札に付する建設工事について、当該工事を確実に円滑に施工することができると思われる共同企業体以外の者（以下「単体有資格業者」という。）があるときは、共同企業体と当該単体有資格業者による混合入札を行うことができるものとする。

(入札の公告)

第8条 共同企業体による競争入札が決定したときは、工事名、当該入札に参加しようとする構成員の資格、結成の方法、入札執行の日時、場所等入札に係る必要事項を公告するものとする。

2 公告は、新城市役所掲示場、新城市鳳来総合支所掲示場及び新城市作手総合支所掲示場に掲示し、入札を執行する担当課（以下「入札執行担当課」という。）において閲覧に供する。

(設計図書の閲覧及び入札説明書の交付)

第9条 前条に規定する公告をしたときは、速やかに設計図書を閲覧し、及び入札説明書を交付するものとする。

(結成及び入札参加の申請及び受付)

第10条 共同企業体による競争入札に参加しようとする者は、電子入札案件においては、電子入札システムにより当該入札案件に対し、入札意思の表示しなければならない。当該入札に参加しようとする者から次に掲げる申請書及び資料の提出を求めるものとする。ただし、第6号以下については、必要と定めた場合とする。

- (1) 特定建設工事共同企業体競争入札参加申請書（様式第1） 1通
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第2） 1通
- (3) 委任状（様式第3） 代表者を除き 各1通
- (4) 印鑑証明書 各1通
- (5) 使用印鑑届（様式第4） 1通
- (6) 同種工事の施工実績調書（新城市競争入札実施要綱（平成17年新城市制定）様式第2） 1通

(7) 主任（監理）技術者等の資格及び工事経験調書（新城市競争入札実施要綱様式第3） 1通

2 前項に規定する申請書及び資料の提出場所は、入札執行担当課とする。

3 期限までに申請書及び資料を提出しない者は、当該入札に参加することができないものとする。

（工事費等内訳書）

第11条 共同企業体による競争入札に参加しようとする者は、予定価格を事前公表する案件においては、入札時に工事内訳書を提出しなければならない。

（落札決定の保留）

第12条 入札執行担当課長は、落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

2 前項の落札候補者とは、次の各号の一に該当する者をいう。

(1) 最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者

(2) 前号に掲げる場合以外の場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした者

（参加資格審査に必要な書類の提出）

第13条 入札執行担当課長は、落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「第一順位の落札候補者」という。）に対し、必要な場合は、速やかに入札参加資格を確認できる一般競争入札参加資格報告書（様式第5）の提出を求めるものとする。

2 前項の書類は、提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日（新城市の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に提出しなければならない。

3 第一順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に書類を提出しないとき又は参加資格の審査のため入札執行担当課長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

（参加資格の審査）

第14条 入札執行担当課長は、入札参加資格要件に基づき、第一順位の落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者のした入札を無効とし、次に低い価格を提

示した落札候補者（以下「次順位の落札候補者」という。）について審査を行う。  
この場合において、前条及び本項中「第一順位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み換えるものとする。入札価格の低い順に落札候補者について順次審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

2 前項の場合において、同額の入札を行った落札候補者がいる場合にはくじにより審査の順序を決定する。

3 第1項の審査は、第10条の1号から5号の申請書及び資料、入札書、工事費等内訳書、一般競争入札参加資格報告書により行うものとする。ただし、必要に応じて別途資料を求めることができるものとする。

4 参加資格の審査に際し、当該落札候補者の行為が悪質であると契約課長が認めるときは、新都市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき不正業者として市長に報告する等の措置を講ずるものとする。

（落札者の決定等）

第15条 入札執行担当課長は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、落札者に通知するものとする。

2 入札執行担当課長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して通知するものとする。

3 前条の審査並びに第1項及び第2項の通知は、第6条第2項に規定する資料提出期限の翌日から起算して原則として3日（休日を含まない。）以内に行うものとする。ただし、当該審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

4 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

（入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明）

第16条 入札参加資格がないと認めた者は、定められた期間内に入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができるものとする。

（資格の有効期間）

第17条 共同企業体としての有効期間は、入札の結果、落札した共同企業体にあつては当該工事が完了し、最終支払がなされ、共同企業体の精算が行われるまでとし、その他の共同企業体にあつては入札終了時までとする。

（解散後の契約不適合責任）

第18条 共同企業体が当該工事を完了し、解散した後において、当該工事目的物に

種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあつた場合は、新城市建設工事請負契約約款（平成 17 年新城市制定）に従い、各構成員は、共同連帯して、その責めに任ずるものとする。

（調査）

第 19 条 市長は、共同企業体制度の確立及び定着を図るため、管理及び施工状況について調査することができる。

（その他）

第 20 条 この要綱に定めのないものについては、新城市契約規則（平成 17 年新城市規則第 37 号）のほか、新城市入札執行事務処理要綱（平成 17 年新城市制定）中一般競争入札第 2 号該当工事に係る条項および新城市電子入札実施要領（平成 19 年新城市制定）を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。